



情報マネジメントシステム

IMS 認証機関認定基準に関する指針MD 4

JIP-IMAC105-1.1a

2011年12月26日

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL <http://www.isms.jipdec.or.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2008.8.6	初版	
1.1	2011.4.1	1. 目的に JIP-BCAC100 (BCMS 認証機関認定基準及び指針) を追加 IAF 必須文書の先頭ページに「日本語版について」を追加 協会名称の変更	
1.1a	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	

1. 目的

この文書は、JIP-ISAC100 (ISMS 認証機関認定基準及び指針)、JIP-ITAC100 (ITSMS 認証機関認定基準及び指針)、及び JIP-BCAC100 (BCMS 認証機関認定基準及び指針) に対する共通の指針を示すものである。

2. 指針

- 1) この指針は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が IAF¹(国際認定フォーラム)指針文書 IAF MD4:2008（認定されたマネジメントシステム認証のための電子審査技法(“CAAT”)の利用に関する IAF 必須文書²）（以下、IAF 必須文書という）の原文³を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF 必須文書の日本語訳を添付している。
- 2) この指針に添付している IAF 必須文書の日本語版に対し、“ISO/IEC 17021”は“JIS Q 17021”と読み替える。
- 3) IAF 必須文書に記載されている IAF 相互承認協定 (MLA) に関する事項は、協定への加盟を想定したものであるが、加盟できる体制にあることを前提としている訳ではない。

¹ IAF : International Accreditation Forum, Inc.

² IAF Mandatory Document for the use of Computer Assisted Auditing Techniques (“CAAT”) for Accredited Certification of Management Systems

³ 本協会は、IAF 指針の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

International Accreditation Forum, Inc.

国際認定機関フォーラム (IAF)



IAF Mandatory Document

IAF 必須文書



認定されたマネジメントシステム認証のための
電子審査技法 (“CAAT”)の利用に関する
IAF 必須文書

Issue 1

(IAF MD 4:2008)

日本語版について

この IAF 必須文書の日本語版は、ISMS/ITSMS/BCMS 適合性評価制度の指針として使用するために、一般財団法人日本情報経済社会協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が IAF の許可を得て日本語に翻訳したものである。

この IAF 必須文書の日本語版の著作権は本協会が保有する。この文書を本協会の許可なく転載することを禁ずる。

国際認定機関フォーラム (IAF) は適合性評価サービスを行う機関の認定のためのプログラムを運用する。このような認定によって貿易は促進され、複数認証の必要性は軽減される。

認定は、認定された適合性評価機関が認定された範囲内で業務を実施する力量があることを、事業者及びその顧客に対して保証することにより、彼らに対するリスクを軽減する。IAF のメンバーである認定機関及びそれらに認定された適合性評価機関は、該当する国際規格及びその規格を一貫して適用するための IAF 必須文書に適合することが要求される。

IAF MLA (国際相互承認協定) のメンバーである認定機関は、それぞれの認定プログラムの同等性を保証するため、定期的に相互評価を実施している。IAF MLA は次の 2 段階で運営している。

- 検査機関に対する ISO/IEC 17020、マネジメントシステム認証機関に対する ISO/IEC 17021、要員認証機関に対する ISO/IEC 17024、及び製品認証機関に対する ISO/IEC Guide 65 等の規格に対しての適合性評価機関の認定に関する MLA は、フレームワーク MLA と見なされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が、適合性評価活動の業務遂行において同等に信頼できるという信頼を与える。
- 認定範囲として特定の適合性評価規格又はスキームをもつ適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に信頼を与える。

IAF MLA は、認証が市場に受け入れられるために必要な信頼をもたらす。IAF MLA 加盟認定機関によって認定された、特定の規格又はスキームでの認証を取得している組織または人は、認証取得により国際貿易を促進するものとして国際的に認められる。

Issue No 1

作成: IAF 技術委員会

承認: IAF 加盟機関

承認日: 2008 年 4 月 21 日

発行日: 2008 年 5 月 15 日

適用日: 2008 年 9 月 15 日

問合せ先: John Owen, IAF Corporate Secretary

電話番号: +612 9481 7343

Email: secretary1@iaf.nu

IAF 必須文書への序文

この文書において“shall”(…なければならない)という用語は、関連する規格の要求事項を反映した規定が必須であることを示すために使用されている。“should”(…望ましい)という用語は、要求事項を満たすために認められた手段を示すために使用されている。認証機関は、これらの基準を満たすことを認定機関に対して実証できれば、同等の方法でこれらの基準を満たすこともできる。

認定されたマネジメントシステム認証のための 電子審査技法 (“CAAT”) に関する IAF 必須文書

この必須文書は、審査方法の一部として電子審査技法を利用する際に、ISO/IEC 17021:2006 を一貫して適用するためのものである。CAAT の利用は必須ではないが、認証機関及びその顧客が CAAT の利用を選択する場合は、この文書に適合すること、及び適合していることを認証機関に対して実証できることが必須である。

0. 概要

- 0.1. 情報及び通信技術がこれまでになく高度化する中、認証機関が審査の有効性及び効率性を**向上させ**、審査プロセスの完全性を支援及び維持するために、電子審査技法を利用できることは重要である。

注記: 電子審査技法の利用に関する指針は、ISO/IAF Auditing Practices Group の Web サイトから入手可能である。

www.iso.org/tc176/ISO9001AuditingPracticesGroup

- 0.2. 「電子審査技法」(“CAAT”)には、例えば次が含まれる。

- テレビ会議
- Web 会議
- 双方向インターネット通信
- マネジメントシステム文書及び/又はマネジメントシステムプロセスへの電子的遠隔アクセス

- 0.3. CAAT を効果的に適用する目的は次のとおりである。

- a) 依頼組織及び対応する各認証機関が、従来の審査プロセスを**強化**するために CAAT を利用できることにより、業界ニーズを満たすために、本質的に十分に柔軟性があり規範にとらわれない方法を提供すること。
- b) 乱用を回避し、認証プロセスの完全性を損なう可能性のある過度な商業的圧力を防ぐために、認証機関の十分な監視によって適切な管理が行われることを確実にすること。

1. 要求事項

1.1 機密保持

認証機関がCAATを利用する際には、ISO/IEC 17021 8.5.1に従い、電子的情報又は電子的に伝達される情報のセキュリティ及び機密保持が特に重要である。認証機関は、CAATを利用する前に、その依頼組織との間で、相互に容認可能な情報セキュリティ対策について合意しておくことが望ましい。

1.2 プロセス要求事項

1.2.1 ISO/IEC 17021 9.1.2の要求事項に加え、審査計画では、利用する電子審査技法について特定しなければならない。

1.2.2 ISO/IEC 17021 9.1.3の要求事項に加え、CAATを利用する際には、マネジメントシステムプロセスを管理するために依頼組織が採用している情報技術を、理解し、活用する審査員の能力に特別な注意を払わなければならない。

1.2.3 ISO/IEC 17021 9.1.4の要求事項に加え、認証機関がCAATを利用する場合、それは全体的な現地審査工数に一部該当するとみなすことができる。遠隔審査活動が、計画されている現地審査工数の30%以上に相当する場合は、認証機関は審査計画の実施前にその正当性を示し、認定機関から個別に承認を得なければならない。

注記:

- 1) この「個別承認」は、最初は案件ごとに行われると予想されるが、認証機関がそのプロセスが健全なものであることを実証すれば、認証機関が30%を超える削減を行うことについて認定機関からの「全面的承認」を得ることを排除するものではない。
- 2) 現地審査工数は、各サイトに割り当てられた審査工数を指す。遠隔サイトの電子審査については、電子審査が依頼組織の別の場所から物理的に行われた場合でも、遠隔審査と考えられる。

1.2.4 ISO/IEC 17021 9.1.10の要求事項に加え、審査報告書には、審査実施においてCAATが利用される程度、及びそれが審査の有効性及び効率性にどのように影響するかを示さなければならない。

-
- 1.2.5 ISO/IEC 17021 9.2.2.1 a)の要求事項に加え、認証機関が審査の一部にCAATを利用することを提案する場合、申請のレビューの中で、依頼組織がこの手法を支援するために必要なインフラをもつことを検証しなければならない。
- 1.2.6 ISO/IEC 17021 9.3.2.2の要求事項に加え、CAATを利用するか否かに関わらず、組織は最低年1回は物理的な訪問を受けなければならない。
- 1.2.7 ISO/IEC 17021 9.9.2の要求事項に加え、審査及び認証の実施の際、どの程度CAATが利用されたかを、記録において示さなければならない。

認定されたマネジメントシステム認証のための電子審査技法(“CAAT”)の利用に関する
IAF 必須文書 終わり

第 1 版

認定されたマネジメントシステム認証のための
電子審査技法(”CAAT”)の利用に関する IAF 必須文書

追加情報

本文書又はその他の IAF 文書について、追加情報が必要な場合は、IAF メンバー又は IAF 事務局にお問合せください。

IAF メンバーの詳細連絡先について、IAF Web サイト参照 <<http://www.iaf.nu>>

事務局 -

John Owen,

IAF Corporate Secretary,

電話 +612 9481 7343

E メール <secretary1@iaf.nu>